

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和8年2月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び予定数量

鳥取県警察職員採用試験身体検査業務 150人

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(4) 履行場所

入札説明書による。

(5) 入札書の記載方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務1人当たりの単価（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとし、課税事業者にあつては消費税及び地方消費税を含めた金額とする。）とし、併せて、内訳に消費税及び地方消費税の額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）を記載すること。

なお、この調達は単価契約によるものであり、契約時の契約単価は消費税及び地方消費税を含まない金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しないものであること。

(2) 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分がその他の委託等の健康診断・医療サービスに登録されている者であること。

(3) 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 労働衛生サービス機能評価機構の評価認定を受けており、業務委託期間がその有効期間にあること。業務委託期間中に有効期間が満了する場合は、更新後速やかに認定証の写しを提出すること。

なお、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第114条に定める承認を受けて第三者に再委託する場合は、その再委託先も同様であること。

(5) 健康増進事業実施者に対する健康診査の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第242号）に基づき、入札説明書の鳥取県警察職員採用試験身体検査仕様書に定める各身体検査項目（胸部X線、尿、血液の各検査）について、公益社団法人全国労働衛生団体連合会の総合精度管理調査を受けている者で、本件調達の公告日から過去2年間のうち直近の評価がA又はBであるもの

(6) 1の(2)の業務を確実に履行できる者であること。

(7) 県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 入札手続に関する問合せ先

〒680-8520 鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部警務部会計課庶務集中室契約係

電話 0857-23-0110 (代)

ファクシミリ 0857-29-3700

メールアドレス k_shinsasuito@pref.tottori.lg.jp

(2) 入札説明書の交付方法

(1) の場所で令和8年2月24日(火)から同年2月27日(金)までの日(日曜日及び土曜日を除く)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

なお、郵送による交付を希望する者は、交付期間中に(1)の担当部局へ電話により請求すること。

(3) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)により、(1)の場所に送付すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和8年3月17日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同月16日(月)午後5時までとする。)

イ 場所

鳥取県鳥取市東町一丁目271番地

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札参加者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、初回は「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

郵便等による入札を希望する場合は、「入札書1回目」、「入札書2回目」及び「入札書3回目」と明記した封筒に、「第1回」、「第2回」及び「第3回」と明記した入札書をそれぞれ入れ、密封して提出すること。

なお、第2回以降の入札書の提出がない場合は、当該再度入札は辞退したものとみなす。また、回数が記載されていない場合は、本件調達に対し入札書を2通以上提出した入札として無効とする。

(2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に令和8年3月6日(金)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は免除とする。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に、課税事業者にあつては、当該金額に係る消費税及び地方消費税を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、本件公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(2) 請書作成の要否

要

(3) 落札者の決定方法

本件公告に示した業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(4) 手続における交渉の有無

無

(5) その他

ア 詳細は、入札説明書による。

イ 鳥取県議会令和8年2月定例会において本件業務に係る予算（以下「予算」という。）が否決されたときは、開札を行わない。ただし、予算の議決が開札日以降となる場合には、議決前に開札は行うが、予算が可決されたときに落札決定を行うこととし、また、予算が否決されたときは、落札決定を行わないものとする。